

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）の申告の手引き

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況を申告していただくことになっています。事業を行っている方は、資産の有無に関わらず必ず申告が必要です。

申告にあたっては、本書をよくご覧のうえ、令和 7 年 1 月 31 日（金）までにご申告ください。

※ 令和6年中に資産の増減がなかった方も申告が必要です。→ 記入例 P.17

☆ 控えが必要な方へ

複写式の申告書を採用しておりませんので、控えが必要な方は、各自コピーをおとりください。
また、受付印を押した控えが必要な方は、申告書を提出する際にコピーをお持ちください。
申告書を郵送で提出される方で、受付印を押した控えの返送を希望される場合は、控え用のコピーと切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

☆ 電子申告について

岩国市では、平成 23 年 12 月から電子申告の受付を開始しました。（P.13）

☆ 償却資産申告書などのダウンロード

右の二次元コードを読み込むか、以下の URL から岩国市のウェブサイトアクセスしてください。

URL: <https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/kotei-yoshiki/list101.html>



お問い合わせ先

〒740-8585
山口県岩国市今津町一丁目14番51号
岩国市 総合政策部 課税課 家屋償却資産班
電話（0827）29-5056（直通）

目次

I	償却資産とは	1
II	申告に際して	2
1.	申告が必要な方	2
2.	申告の対象となる資産	2
3.	申告の対象とならない資産	3
4.	事業別の主な対象資産	4
5.	資産種類ごとの主な償却資産と耐用年数	5
6.	償却資産と家屋との区分	6
7.	償却資産の課税対象となる車両について	7
8.	国税との主な違い	8
9.	課税標準の特例が適用される資産	9
10.	非課税となる資産	9
III	税額等の計算方法	10
1.	評価額の計算方法	10
2.	税額の計算方法	10
3.	納期	11
IV	書類の提出について	12
1.	申告方法	12
2.	提出書類	12
3.	注意事項	13
4.	提出先・提出期限	13
V	記入例	14
1.	初めて申告される方（償却資産をお持ちの方）	14
2.	初めて申告される方（償却資産をお持ちでない場合）	16
3.	前年度に申告された方（前年度の申告内容から増減がない場合）	17
4.	前年度に申告された方（前年度の申告内容から増減がある場合）	18
5.	過去の申告に誤りがあり、訂正が必要な方	21

I 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方（事業開始前も含む）が、事業のために用いている固定資産（構築物・機械・船舶・工具・器具・備品など）で土地・家屋以外のものを償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります。

償却資産の例

- ・ 駐車場やアパートの外構工事、舗装
- ・ 太陽光発電設備
- ・ 漁業従事者の漁船
- ・ 飲食店の厨房設備
- ・ 農業従事者のトラクター
- ・ 事務所のパソコン、机、椅子

※ より詳細な例はP.4「4. 事業別の主な対象資産」をご覧ください。

Ⅱ 申告に際して

1. 申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付などの事業を行っている方（事業開始前も含む）で、令和7年1月1日現在に償却資産を所有されている方が対象です。なお、次の方も申告が必要です。

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
（リースを業としている場合は、事業用・非事業用に関わらず申告が必要です）
- ③ 所有権移転リースの場合、償却資産の借主の方
- ④ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は買主の方
- ⑤ 信託により譲渡を条件に賃貸されている場合、償却資産の借主の方
- ⑥ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナントなど）の方

※ 償却資産をお持ちでない方も、お手数ですが、P.16を参考に申告書をご提出ください。

2. 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の有形の固定資産で、次の①から⑫のいずれか1つでも該当すれば対象になります。

- ① 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ② 償却済資産（耐用年数が経過し、減価償却が終了している資産）
- ③ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供することができる資産）
- ④ 減価償却はしていないが、本来減価償却が可能な資産
- ⑤ 建設仮勘定で経理されていても事業の用に供している資産
- ⑥ 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- ⑦ 未稼動資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
- ⑧ 改良費（改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産。本体部分とは別の新たな資産として取扱います。）
- ⑨ 福利厚生用資産
- ⑩ 賃借人（テナントなど）が取り付けた内装・造作及び建築設備等
- ⑪ 取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- ⑫ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（例：「中小企業等の少額減価償却資産の損金算入の特例」）

※ ⑩については、P.7「6. 償却資産と家屋との区分」、⑪及び⑫については、P.3「少額の減価償却資産の取扱い」をご覧ください。

3. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
- ② 無形固定資産（例：電話加入権、特許権、ソフトウェア）
- ③ 生物（ただし、観賞用、興行用のものは申告対象）、立木、果樹
- ④ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が20万円未満のもの

※ ①については、P.7「償却資産の課税対象となる車両について」をご覧ください。

<少額の減価償却資産の取扱い>

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。

よって、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産のうち、「中小企業特例」を適用して、取得価額30万円未満の減価償却資産の合計額300万円までを損金算入した資産であっても、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。

（1） 個人の場合

取得時期	取得価格	国税の取扱	固定資産税（償却資産）の取扱
平成11年1月1日以降に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
※平成11年1月1日以前に取得した資産については、課税課家屋償却資産班（☎0827-29-5056）までお問い合わせください。	10万円以上20万円未満	3年間で一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

（2） 法人の場合

取得時期	取得価格	国税の取扱	固定資産税（償却資産） の取扱
平成 10 年 4 月 1 日以後に 開始された事業年度に取得 した資産 ※平成 10 年 4 月 1 日以前に取得 した資産については、課税課家屋償 却資産班（☎0827-29-5056） までお問い合わせください。	10 万円未満	損金算入	申告対象外
		3 年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20 万円以上	減価償却	申告対象

4. 事業別の主な対象資産

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、事務机、椅子、テレビ、エアコン、パソコン、LAN設備、コピー機、ファクシミリ、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、電子秤、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
喫茶・飲食店	カウンター、室内装飾品、接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、自動食器洗浄機、製氷機、製麺機、カラオケセット、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、赤外線灯、理・美容椅子、洗面設備、ドライヤー、タオル蒸器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、ボイラー、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練器、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧器、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室いす等
不動産貸付業 ビル・アパート	駐車場の舗装・機械設備、自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、広告設備、共同住宅の付帯設備（門、塀、緑化施設、側溝、外溝など）、集合郵便受、消火器等、太陽光発電設備
駐車場業	舗装路面、屋外照明設備、機械式駐車設備、駐車料金清算設備等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印刷業	各種印刷機、各種製版機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の課税対象を除く）、大型特殊自動車、コンクリートカッター、ミキサー等
ガソリン給油業	ガソリン計量器、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、検査工具、自動販売機、消火設備、独立キャノピー、油水分離装置等
自動車整備業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェーンブロック、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電機、オイルクリーナー、コンデンサー、万力、グラインダー、ドリル、塗装設備、検査工具、治具、取付工具、切削工具、油水分離装置等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ビデオ、ベッド、応接セット、冷蔵庫、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
農業・畜産業	ビニールハウス、選別機、管理機、田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車、消毒機、清浄機、かくはん機、モノレール、コンベアー、井戸、なし棚、ぶどう棚、堆肥舎等
漁業	漁船、船外機、GPS、巻上機、魚網、いけす、海苔すき機、海苔乾燥機等

5. 資産種類ごとの主な償却資産と耐用年数

資産の種類		細目	耐用 年数	細目	耐用 年数	細目	耐用 年数	
1 構 築 物	構築物	アスファルト舗装	10	コンクリート、ブロック、れんが、石敷舗装			15	
		金属塀	10	ブロック塀		15	打ち込み井戸	10
		庭園	20	工場緑化施設		7	アーケード・日よけ設備 (金属製) (金属製以外)	15 8
		野立看板 (金属製)	20	農業用ハウス (鉄骨造)		15		
		(その他)	10	(その他)		8		
	仮設建物 (基礎のないもの)	7	煙突 (金属造) (れんが造)		10 7	外構	15	
	建物附属設備	屋外給排水設備	15	可動間仕切り (簡単なもの)		3	可動間仕切り (その他)	15
		蓄電池電源設備	6	受変電設備		15	屋外消火栓	8
2 機 械 及 び 装 置		平成20年度税制改正において、耐用年数に関する省令の一部改正が行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。特に「機械及び装置」については区分が大幅に整理されています。新たな資産区分による改正耐用年数は、次ページの表のとおりです。						
3 船舶		モーターボート	4	強化プラスチック船		7	漁船 (木造)	6
5 車両及び運搬具		トラッククレーン、コンクリートポンプ車等の大型特殊自動車		5	フォークリフト (軽自動車税の課税対象を除く)		4	
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	工具	測定・検査工具	5	治具、取付工具		3	切削工具、金型	2
	器具及び備品	陳列棚、陳列ケース (冷凍機、冷蔵機付のもの) (その他のもの)		6 8	事務机、いす、キャビネット (主として金属製) (その他のもの)			15 8
		キャビネット	15	ロッカー		15	冷蔵ストッカー	4
		応接セット (接客業用)	5	応接セット (その他用)		8	ベッド	8
		パソコン(サーバ用を除く)	4	パソコン (サーバー用)		5	電話設備その他の通信機器	10
		エアコン	6	テレビ・ステレオ等音響機器		5	カメラ、映写機、望遠鏡	5
		冷蔵庫、洗濯機 その他電気ガス機器	6	カーテン、座布団 その他繊維製品		3	食事、厨房用品 (陶磁器、ガラス製) (その他のもの)	2 5
		湯沸し器	6	ｲﾝﾀｰﾎﾞｰﾙ・放送設備		6	ネオンサイン・看板	3
		試験・測定機器	5	時計		10	度量衡器	5
		複写機、レジスター、タイムレコーダー、ファクシミリ等の事務機器						5
		手さげ金庫	5	その他の金庫		20	自動販売機	5
		理容・美容機器	5	サインポール		3	消毒殺菌用機器	4
		調剤機器	6	手術機器		5	ﾌｧｲﾊﾞｰｽｺｰﾌﾟ	6
		レントゲン機器	6	歯科診療用ユニット		7	焼却炉	5
		カラオケ	5	パチンコ器		2	両替機	5

平成20年度税制改正による「機械及び装置」の新たな資産区分による耐用年数表

改正後の資産区分			改正後の耐用年数
番号	設備の種類及び細目		
1	食料品製造業用設備		10
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
3	繊維工業用設備		
	炭素繊維製造設備		
	黒鉛化炉	3	
	その他の設備	7	
	その他の設備	7	
4	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備		8
5	家具又は装備品製造業用設備		11
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
7	印刷業又は印刷関連業用設備		
	デジタル印刷システム設備	4	
	製本業用設備	7	
	新聞業用設備		
	モノタイプ、写真又は通信設備	3	
	その他の設備	10	
	その他の設備	10	
8	化学工業用設備		
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5	
	塩化りん製造設備	4	
	活性炭製造設備	5	
	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	
	半導体用フォトリソグラフィ製造設備	5	
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5	
	その他の設備	8	
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)		8
11	ゴム製品製造業用設備		9
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		9
13	窯業又は土石製品製造業用設備		9
14	鉄鋼業用設備		
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5	
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	9	
	その他の設備	14	
15	非鉄金属製造業用設備		
	核燃料物質加工設備	11	
	その他の設備	7	
16	金属製品製造業用設備		
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6	
	その他の設備	10	
17	はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(第20号及び第22号に掲げるものを除く。)		12
18	生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(次号及び第21号に掲げるものを除く。)		
	金属加工機械製造設備	9	
	その他の設備	12	
19	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。)		7
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備		
	光ディスク追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	6	
	プリント配線基板製造設備	6	
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5	
	その他の設備	8	
21	電気機械器具製造業用設備		7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
27	漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)		5
28	水産養殖業用設備		5
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備		
	石油又は天然ガス鉱業用設備		
	坑井設備	3	
	掘さく設備	6	
	その他の設備	12	
	その他の設備	6	

改正後の資産区分			改正後の耐用年数
番号	設備の種類及び細目		
30	総合工事業用設備		6
31	電気業用設備		
	電気業用水力発電設備	22	
	その他の水力発電設備	20	
	火力発電設備	15	
	内燃力又はガスタービン発電設備	15	
	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備		
	需要者用計器	15	
	柱上変圧器	18	
	その他の設備	22	
	鉄道又は軌道業用変電設備	15	
	その他の設備		
	主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8	
32	ガス業用設備		
	製造用設備	10	
	供給用設備		
	鋳鉄製導管	22	
	鋳鉄製導管以外の導管	13	
	需要者用計量器	13	
	その他の設備	15	
	その他の設備		
	主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8	
33	熱供給業用設備		17
34	水道業用設備		18
35	通信業用設備		9
36	放送業用設備		6
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備		8
38	鉄道業用設備		
	自動改札装置	5	
	その他の設備	12	
39	道路貨物運送業用設備		12
40	倉庫業用設備		12
41	運輸に附帯するサービス業用設備		10
42	飲食料品卸売業用設備		10
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備		
	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯蔵を除く。)	13	
	その他の設備	8	
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備		
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8	
	その他の設備		
	主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8	
46	技術サービス業用設備(他の号に掲げるものを除く。)		
	計量証明業用設備	8	
	その他の設備	14	
47	宿泊業用設備		10
48	飲食店用設備		8
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
51	娯楽業用設備		
	映画館又は劇場用設備	11	
	遊園地用設備	7	
	ボウリング場用設備	13	
	その他の設備		
	主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8	
52	教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備		
	教習用運転シミュレータ設備	5	
	その他の設備		
	主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8	
53	自動車整備業用設備		15
54	その他のサービス業用設備		12
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの		
	機械式駐車設備	10	
	その他の設備		
	主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8	

6. 償却資産と家屋との区分

電気設備、ガス設備、給排水設備等、本来家屋と一体となって家屋の効用を発揮するための設備を建築設備といいます。建築設備のうち、電気、給排水、衛生、ガス、冷暖房、ボイラー、消火などの設備は、家屋として評価されますが、取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるものや、独立した機器としての性格が強いものは、償却資産として取り扱われます。

また、通常家屋に含める資産であっても、賃借人（テナントなど）といった家屋の所有者以外の方が、事業の用に供するために家屋に取り付けた内装、造作等の資産（「特定附帯設備」といいます）については、償却資産として、特定附帯設備を取り付けた方が申告をしていただくことになります。（地方税法第 343 条第 10 項、岩国市税条例第 54 条第 8 項）

※ 設備の種類や取り付け状況などにより、家屋と償却資産の区分が困難なものもあると思われますので、詳細については、課税課家屋償却資産班までお問い合わせください。

7. 償却資産の課税対象となる車両について

（大型・小型）特殊自動車についての償却資産対象は、下記のとおりです。

下表①のいずれか 1 つでも満たしていれば、償却資産申告対象となります。

下表②の全てを満たしていれば、償却資産申告対象外（軽自動車税の対象）となります。

区分	自動車の構造および原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
① 償却資産申告対象	(ア) ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊構造の自動車	15km/hを超えるもの	4.7mを超えるもの	1.7mを超えるもの	2.8mを超えるもの
	(イ) 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	35km/h以上のもの			
	(ウ) ボール・トレイラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車				
② 償却資産申告対象外	(エ) 上記(ア)に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15キロメートル毎時以下のもの	15km/h以下のもの	4.7m以下のもの	1.7m以下のもの	2.8m以下のもの
	(オ) 上記(イ)に掲げる自動車であって、最高速度35キロメートル毎時未満のもの	35km/h未満のもの			

※ なお、上記②の小型特殊自動車は、償却資産の申告対象外となりますが、道路を走行する、しないに関わらず軽自動車税の課税対象となるため、申告によりナンバープレートを取得し、取り付ける必要があります。

軽自動車税についてのご質問等があれば、税制班へお願いします。【お問い合わせ先：(0827) 29-5053】

※ 「特種用途自動車」については、申告対象外です。

8. 国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりとなります。

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法（注1）	定率法 ※減価率は固定資産評価基準別表 15 に定める減価率（「旧定率法」の償却率と同じ率）を採用	定率法・定額法の選択制度 ※定率法を選択した場合 平成 19 年 4 月 1 日以降取得の資産・・・250%定率法適用 平成 19 年 4 月 1 日以前取得の資産・・・旧定率法適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注2）	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
少額減価償却資産の即時償却（注3）	認められません	認められます
増加償却（注4）	認められます	認められます
評価額の最低限度（注5）	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（1 円）
改良費（注6）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

（注1） 平成 19 年度税制改正により、国税における減価償却の方法が変更になりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更はなく、旧定率法の償却率を用います。

（注2） 圧縮記帳の制度は固定資産税（償却資産）では認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（注3） 租税特別措置法に基づく「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」によりその取得金額を損金または必要経費に算入した資産は、固定資産税（償却資産）では課税対象となります。

（注4） 所得税法または法人税法の規定による増加償却の一時償却を行った資産については、資産の評価上控除額の加算を行うことができます。この場合、税務署に提出した書類の写しを添付してください。

（注5） 平成 19 年度税制改正により、国税においては残存価額が廃止され 1 円まで償却できるようになりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法に変更はなく、取得価額の 100 分の 5 が残存価額となります。

（注6） 平成 19 年度税制改正により、国税における改良費の取扱いが変わりました。詳しくは税務署へお問い合わせください。なお、固定資産税（償却資産）における取扱いに変更はなく、区分評価を行います。

9. 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3、同附則第15条、第15条の2及び第15条の3の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。このような資産を新たに取得された方は、「課税標準特例該当資産届出書」及び特例に該当することを証する書類を提出してください。

不明な点や届出書の請求は岩国市課税課家屋償却資産班にお問い合わせください。

届出書の様式は岩国市のウェブサイトからダウンロードすることもできます。

右の二次元コードを読み込むか、以下の URL からアクセスしてください。

URL: <https://iwakuni.lg.jp/site/kotei-yoshiki/list101.html>



課税標準の特例の適用を受ける償却資産の例（一部）

対象	賃上げの表明	資産の取得期間	特例期間	特例率	添付書類等
中小企業経営強化法 （地方税法附則第15条第44項） 中小企業者が認定先端設備等導入計画に基づき取得する新規の構築物、機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品、建物附属設備	なし	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	3年度分	1/2	・岩国市役所商工振興課が発行する「先端設備等導入計画認定書」及び「認定を受けた計画書」の写し ・リース設備の場合は「リース契約見積書」及び「(公社) リース事業協会が確認した軽減額計算書」の写しを追加 ※ 先端設備等導入計画の申請については、下記までお問い合わせください。 【岩国市役所商工振興課企業振興班：(0827) 29-5110】
	あり	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年度分	1/3 (2/3軽減)	
		令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	4年度分	1/3 (2/3軽減)	

対象	範囲	適用期間	特例率	添付書類等
災害等により滅失等した償却資産に代わる償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例 （地方税法第349条の3の4）	災害により滅失又は損壊した償却資産（岩国市に申告しているもの）に代わるものとして取得、又は改良した償却資産（被災代替償却資産）（災害発生日から起算して4年を経過するまでの間に取得、改良されたもの）	4年度分	1/2	・被災した償却資産と、その代替として取得、又は改良した償却資産の対照表等 ・災害により被害を受けたことを証する書類（罹災証明書、罹災届出証明書、写真など）

10. 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産は、固定資産税が非課税となります。

非課税該当資産を新たに取得された方は「固定資産非課税申告書」を提出してください。

不明な点や届出書の請求は岩国市課税課家屋償却資産班にお問い合わせください。

届出書の様式は岩国市のウェブサイトからダウンロードすることもできます。

右の二次元コードを読み込むか、以下の URL からアクセスしてください。

URL: <https://iwakuni.lg.jp/site/kotei-yoshiki/list101.html>



Ⅲ 税額等の計算方法

1. 評価額の計算方法

資産の取得時期、取得価格及び耐用年数を基にして、1件ずつ評価額を算出します。

(1) 前年中に取得のもの

$$\text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

(2) 前年前に取得のもの

$$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$$

以降、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

(例) パソコン1台あたりの評価額

取得価額 300,000 円

取得時期 令和6年6月

耐用年数 4年 → 減価率 0.438 (下記の表参照)

令和7年度 300,000 円 $\times (1 - 0.438 \times 1/2) = 234,300$ 円

令和8年度 234,300 円 $\times (1 - 0.438) = 131,676$ 円

令和9年度 131,676 円 $\times (1 - 0.438) = 74,001$ 円

令和10年度 74,001 円 $\times (1 - 0.438) = 41,588$ 円

令和11年度 41,588 円 $\times (1 - 0.438) = 23,372$ 円

令和12年度 23,372 円 $\times (1 - 0.438) = 13,135$ 円 < 15,000 円

※ 令和12年度で算出額が取得価額の5% (15,000 円) より小さくなるので、令和12年度以降の評価額は15,000 円になります。

＜耐用年数に応ずる減価率（固定資産評価基準別表第15）及び減価残存率表（抜粋）＞

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.84	0.681
7	0.28	0.86	0.72
8	0.25	0.875	0.75
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.12	0.94	0.88
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.95	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.96	0.921
29	0.076	0.962	0.924

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)
30	0.074	0.963	0.926
31	0.072	0.964	0.928
32	0.069	0.965	0.931
35	0.064	0.968	0.936
36	0.062	0.969	0.938
40	0.056	0.972	0.944
41	0.055	0.972	0.945
45	0.05	0.975	0.95
50	0.045	0.977	0.955
55	0.041	0.979	0.959
60	0.038	0.981	0.962
65	0.035	0.982	0.965
75	0.03	0.985	0.97
100	0.023	0.988	0.977

2. 税額の計算方法

前記により計算した各資産の評価額を合算した額を課税標準額（千円未満切捨て）として、次の算式により固定資産税額を計算します。

課税標準額が 150 万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率（1.4\%）}$$

※ P.9「課税標準の特例が適用される資産」がある場合の課税標準額は、該当資産の額に特例率をそれぞれ反映させた額となります。

3. 納期

納税通知書は毎年 4 月上旬に発送し、年税額を 4 回の納期（4 月末、7 月末、12 月末、翌年の 2 月末）に分けて納付していただきます。全額を一括で納付することも可能です。

※ 土地・家屋をお持ちの方は、土地・家屋と合算した納税通知書を送付します。

<注意事項>

課税標準額が 150 万円（免税点）未満の方も、申告書の提出が必要です。

Ⅳ 書類の提出について

1. 申告方法

(1) 一般的な申告

前年中に増加または減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は岩国市で行います。前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

(2) 電算処理方式による申告

賦課期日（1月1日）現在所有しているすべての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

(3) 電子申告

地方税ポータルシステム『eLTAX』により、インターネットを利用して申告を電子的に行う方式です。

2. 提出書類

(1) 一般的な申告

ア 初めて申告される方

① 償却資産をお持ちの場合・・・記入例：P.14、15

- ・償却資産申告書【緑色】
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用）【緑色】

② 償却資産をお持ちでない場合・・・記入例：P.16

- ・償却資産申告書【緑色】

イ 前年度に申告された方

① 前年度の申告内容から償却資産の増減がない場合・・・記入例：P.17

- ・償却資産申告書【緑色】

② 前年度の申告内容から償却資産の増減がある場合・・・記入例：P.18～20

- ・償却資産申告書【緑色】
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用）【緑色】 ※増加資産がある場合
- ・種類別明細書（減少資産用）【赤色】 ※減少資産がある場合

ウ 過去の申告に誤りがあり、訂正が必要な方

上記イの提出書類に加え、記入例にそって必要な書類を提出してください。

- ① 増加資産の申告もれ・・・記入例：P.19エアコン
- ② 減少資産の申告もれ・・・記入例：P.20パソコン
- ③ 資産の一部修正・・・記入例：P.21

※ P.9「9. 課税標準の特例が適用される資産」または「10. 非課税となる資産」をお持ちの方は、最初の申告年度にそれぞれ必要な届出書を提出してください。

(2) 電算処理方式

令和 7 年1月1日現在において所有しているすべての資産について、評価額等を算出し、提出してください。(種類別明細書については、岩国市の様式には評価額を記入する欄がありませんので、地方税法施行規則様式第26号様式別表1に則った様式で提出してください)

- 償却資産申告書【緑色】
- 種類別明細書(増加資産・全資産用)【緑色】

※ P.9「9. 課税標準の特例が適用される資産」または「10. 非課税となる資産」をお持ちの方は、最初の申告年度にそれぞれ必要な届出書等を提出してください。

(3) 電子申告

eLTAX(エルタックス)を利用した場合、提出書類はありません。

ご利用の流れや手続きなどの詳細につきましては、eLTAX ホームページをご覧ください。

(<http://www.eltax.jp/>)

eLTAX(エルタックス)のご利用についてのお問い合わせ先

一般社団法人地方税電子化協議会のヘルプデスク

電話番号 : 0570 - 081459

受付日 : 月～金(祝日、年末年始を除く。)

受付時間 : 9:00 ~ 17:00

3. 注意事項

- (1) 申告誤りや申告もれの資産があった場合は、正しい申告年度まで遡って申告していただく制度となっております。
- (2) 地方税法第353条及び第408条に基づき、帳簿書類や物件に係る実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。また、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく、資産の取得時期に応じて遡及することがありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、または正当な理由なく申告されない場合は、懲役、罰金または過料を科せられることがあります。(地方税法第385条、第386条、岩国市税条例第75条)
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の施行に伴い、申告書に個人番号又は法人番号の記載が必要となります。

4. 提出先・提出期限

提出先 岩国市役所課税課家屋償却資産班(本庁舎2階 G 窓口)

または 各総合支所市民福祉課、各支所市民福祉班、各出張所

提出期限 令和7年1月31日(金)

V 記入例

1. 初めて申告される方（償却資産をお持ちの方）

赤字部分を黒のボールペンで記入してください。

令和 7 年 1 月 〇 日		令和 7 年度		キ		所有者コード		
受付印		岩 国 市 長 様		償却資産申告書(償却資産課税台帳)				
所 有 者	1 住所	〒 740-0017 岩国市今津町一丁目14番51号 電話 (0827) 29 - 〇〇〇〇		3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		8 短縮耐用年数の承認	有・ ☒ 無
	(フリガナ)	イワクニ タロウ		4 事業種目 (資本等の金額)	飲食業 5 百万円		9 増加償却の届出	有・ ☒ 無
	2 氏名	岩国 太郎		5 事業開始年月	令和 6 年 2 月		10 非課税該当資産	有・ ☒ 無
	(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	岩国 太郎		6 この申告に回答する者の係及び氏名	岩国 太郎 電話 (0827) 29 - 〇〇〇〇		11 課税標準の特例	有・ ☒ 無
	屋号	◇△食堂		7 税理士等名の氏名	錦川税理士事務所 電話 (0827) 21 - △△△△		12 特別償却又は圧縮記載	有・ ☒ 無
							13 税務会計上の償却方法	定率法・ ☒ 定額法
							14 青色申告	☒ 有・ ☐ 無
資産の種類		取得価額		15 岩国市における事業所等の所在地		17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)		
		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 [(イ)-(ロ)+(ハ)] (ニ)		① 岩国市 今津町一丁目14番51号	
1 構造物				500,000	500,000		17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)	
2 機械及び装置							② 岩国市 由宇町中央一丁目1番10号	
3 船舶							17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)	
4 航空機							③ 岩国市	
5 車両及び運搬器具							16 借用(リース)資産	
6 工具、器具及び備品				2,680,000	2,680,000		貸主の名称等	
7 合計				3,180,000	3,180,000		〇×リース株式会社	
							18 備考(添付書類等)	
							該当する番号を○で囲んでください。	
							1. 資産の増減なし	
							2. 該当資産なし	
							3. 廃業・解散・清算等 (年 月 日)	
							4. 事業所の撤退・法人化・個人化 (年 月 日)	
							5. 社名変更・住所変更	
							6. その他	

ア 住所（個人の場合は住民票の住所、法人の場合は法人登記の住所）及び電話番号を記入してください。

イ 個人の場合は、氏名及びフリガナを記入してください。また、屋号がある場合には屋号も記入してください。
法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入してください。

ウ 令和6年中に取得したものについては（ハ）欄、それ以前に取得したものについては（イ）欄に、資産の種類ごとの合計取得金額を記入してください。

エ 該当するものを○で囲んでください。

「9 増加償却の届出」の「有」を○で囲んだ場合は、税務署に提出した書類の写しを添付してください。

「10 非課税該当資産」の「有」を○で囲んだ場合は、「固定資産非課税申告書」を添付してください。（P.9参照）

「11 課税標準の特例」の「有」を○で囲んだ場合は、「課税標準特例該当資産届出書」および特例に該当することを証する書類を添付してください。（P.9参照）

オ 「1 住所」欄と資産所在地が同一の場合も含め、岩国市内のすべての資産所在地を記入してください。なお、資産所在地の数が3つを超える場合は、別用紙（様式自由）に記入して添付してください。

「17 事業所用家屋の所有区分」欄は、資産所在地に家屋がある場合、該当するものを○で囲んでください。

カ 該当するものを○で囲み、「有」を囲んだ場合は、貸主の名称等を記入してください。

キ マイナンバー法に基づく個人番号又は法人番号を記入してください。

令和 7 年度

赤字部分を黒のボールペンで記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード		
所有者名	岩国 太郎	1 枚のうち 1 枚目

第二十六号様式別表一

ア

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 額 円	耐 用 年 数	資 産 所 在 地	課税標準 の特例		増 加 理 由	摘 要
					年 号	年	月				率	コード		
01	1		駐車場舗装	1	5	6	2	500,000	10	今津			①・2 3・4	
02	6		エアコン	2	5	6	2	300,000	6	今津			①・2 3・4	
03	6		冷蔵庫	1	5	6	2	450,000	6	今津			①・2 3・4	オ
04	6		食器一式	1	5	6	2	200,000	2	今津			①・2 3・4	
05	6		厨房機器	1	5	6	2	1,200,000	5	今津			①・2 3・4	
06	6		エアコン	1	5	6	6	150,000	6	由宇			①・2 3・4	
07	6		パソコン	1	5	6	6	380,000	4	由宇			①・2 3・4	
08													①・2 3・4	
09													①・2 3・4	
10													①・2 3・4	
11													①・2 3・4	
12													①・2 3・4	
13													①・2 3・4	
14													①・2 3・4	
15													①・2 3・4	
小 計				8				3,180,000						

- ↑
- 1.構築物
 - 2.機械及び装置
 - 3.船舶
 - 4.航空機
 - 5.車両及び運搬具
 - 6.工具、器具及び備品

↑ 3.昭和 4.平成 5.令和

- ↑
- 1.新品取得
 - 2.中古品取得
 - 3.移動による受入れ
 - 4.その他

ア 資産の種類に対応する1～6までの数字を記入してください。（P. 5参照）

イ 資産を取得した年月を記入してください。

ウ 資産の取得価額を記入してください。

消費税の扱いについては、所得税もしくは法人税の所得計算の際の扱いと同様です。

エ 増加理由に対応する1～4までの数字を○で囲んでください。

オ 増加理由で「3」を選んだ場合は移動元の自治体名を記入してください。

「4」を選んだ場合や、申告もれなどの特記事項がある場合はその内容を記入してください。

2. 初めて申告される方（償却資産をお持ちでない場合）

赤字部分を黒のボールペンで記入してください。

令和 7 年 1 月 〇 日		令和 7 年度		カ	
岩 国 市 長 様		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		所有者コード	
所 有 者	1 住所	〒 740-0017 岩国市今津町一丁目14番51号		3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	(フリガナ)	イワクニ タロウ		4 事業種目(資本等の金額)	学習塾
	2 氏名	岩国 太郎		5 事業開始年月	令和 6 年 2 月
	(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	屋号 ◇△塾		6 この申告に回答する者の氏名	岩国 太郎
				7 税理士等の氏名	錦川税理士事務所
					電話 (0827) 21 - △△△△
資産の種類		取得価額		17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)	
		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 [(イ)-(ロ)+(ハ)] (ニ)
1	構 築 物				
2	機 械 及 び 装 置				
3	船 舶				
4	航 空 機				
5	車 両 及 び 運 搬 具				
6	工 具、器 具 及 び 備 品				
7	合 計				
		資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課税標準額(ト)
		1 構 築 物			
		2 機 械 及 び 装 置			
		3 船 舶			
		4 航 空 機			
		5 車 両 及 び 運 搬 具			
		6 工 具、器 具 及 び 備 品			
		7 合 計			
		18 備考(添付書類等)			
		該当する番号を○で囲んでください。			
		1. 資産の増減なし			
		2. 該当資産なし			
		3. 廃棄・解散・清算等 (年 月 日)			
		4. 事業所の撤退・法人化・個人化 (年 月 日)			
		5. 社名変更・住所変更			
		6. その他			

ア 住所（個人の場合は住民票の住所、法人の場合は法人登記の住所）及び電話番号を記入してください。

イ 個人の場合は、氏名及びフリガナを記入してください。また、屋号がある場合には屋号も記入してください。
法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入してください。

ウ 「1 住所」欄と資産所在地が同一の場合も含め、岩国市内のすべての資産所在地を記入してください。
なお、資産所在地の数が3つを超える場合は、別用紙（様式自由）に記入して添付してください。
「17 事業所用家屋の所有区分」欄は、資産所在地に家屋がある場合、該当するものを○で囲んでください。

エ 該当するものを○で囲み、「有」を囲んだ場合は、貸主の名称等を記入してください。

オ 「2. 該当資産なし」を○で囲んでください。

カ マイナンバー法に基づく個人番号又は法人番号を記入してください。

3. 前年度に申告された方（前年度の申告内容から増減がない場合）

赤字部分を黒のボールペンで記入してください。

令和 7 年 1 月 〇 日		令和 7 年度		キ	
受付印		岩 国 市 長 様		償却資産申告書(償却資産課税台帳)	
所有者コード		第 一 十 六 号 様 式			
1 住所	〒 740-0017	ア	3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2	8 短縮耐用年数の承認
	岩国市今津町一丁目14番51号		4 事業種目 (資本等の金額)	小売業	有・無
(フリガナ)	イワクニ タロウ		5 事業開始年月	平成 10 年 6 月	9 増加償却の届出
2 氏名	岩国 太郎	イ	6 この申告に 応答する者の係 及び氏名	経理課 岩国 花子	有・無
(法人にあってはそ の名称及び代表者 の氏名)			7 税 理 士 等 の 氏 名	錦川税理士事務所	有・無
	屋号 ×〇事務機			電話 (0827) 21 - △△△△	11 課税標準の特例
					有・無
					12 特別償却又は圧縮記 帳
					有・無
					13 税務会計上の償却方 法
					定率法・定額法
					14 青色申告
					有・無
資産の種類	取 得 価 額			17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)	
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 [(イ)-(ロ)+(ハ)] (ニ)	① 岩国市 今津町一丁目14番51号
1 構 築 物	300,000				17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)
2 機 械 及 び 装 置	1,500,000				② 岩国市 由宇町中央一丁目1番10号
3 船 舶					17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)
4 航 空 機					③ 岩国市
5 車 両 及 び 運 搬 具					貸主の名称等
6 工 具、器 具 及 び 備 品	800,000				④ ×〇リース株式会社
7 合 計	2,600,000				16 借用(リース) 資 産
					有・無
資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	18 備考(添付書類等)		
1 構 築 物			該当する番号を○で囲んでください。		
2 機 械 及 び 装 置			① 資産の増減なし		
3 船 舶			2. 該当資産なし		
4 航 空 機			3. 廃業・解散・清算等 (年 月 日)		
5 車 両 及 び 運 搬 具			4. 事業所の撤退・法人化・個人化 (年 月 日)		
6 工 具、器 具 及 び 備 品			5. 社名変更・住所変更		
7 合 計			6. その他		

ア 住所（個人の場合は住民票の住所、法人の場合は法人登記の住所）及び電話番号を記入してください。

イ 個人の場合は、氏名及びフリガナを記入してください。また、屋号がある場合には屋号も記入してください。
法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入してください。

ウ 該当するものを○で囲んでください。
「9 増加償却の届出」の「有」を○で囲んだ場合は、税務署に提出した書類の写しを添付してください。

エ 「1 住所」欄と資産所在地が同一の場合も含め、岩国市内のすべての資産所在地を記入してください。
なお、資産所在地の数が3つを超える場合は、別用紙（様式自由）に記入して添付してください。
「17 事業所用家屋の所有区分」欄は、資産所在地に家屋がある場合、該当するものを○で囲んでください。

オ 該当するものを○で囲み、「有」を囲んだ場合は、貸主の名称等を記入してください。

カ 「1. 資産の増減なし」を○で囲んでください。その他該当がある場合は番号を○で囲んでください。

キ マイナンバー法に基づく個人番号又は法人番号を記入してください。

4. 前年度に申告された方（前年度の申告内容から増減がある場合）

赤字部分を黒のボールペンで記入してください。

令和 7 年 1 月 〇 日		令和 7 年度		ク		所有者コード	
受付印		岩 国 市 長 様		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		第二十六号様式	
所 有 者	1 住所	〒 740-0017 岩国市今津町一丁目14番51号 電話 (0827) 29 - 〇〇〇〇		3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認	有・ ☒ 無
	2 氏名 (フリガナ) (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	マルバツケンセツカブシキガイシャ 〇×建設株式会社 代表者 岩国 太郎 屋号		4 事業種目 (資本等の金額)	建設業 100 百万円	9 増加償却の届出	有・ ☒ 無
有	者	6 この申告に 応答する者の係 及び氏名	7 税理士等 の氏名	5 事業開始年月	平成 19 年 2 月	10 非課税該当資産	有・ ☒ 無
						11 課税標準の特例	有・ ☒ 無
				12 特別償却又は圧縮記帳		有・ ☒ 無	
				13 税務会計上の償却方法		☒ 定率法・ ☐ 定額法	
				14 青色申告		☒ 有・ ☐ 無	
資産の種類		取得価額		15 岩国市に おける事業所 等の所在地		17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)	
		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 [(イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	① 岩国市 今津町一丁目14番51号	
1	構 築 物	14,000,000	2,000,000	1,500,000	13,500,000	② 岩国市 由宇町中央一丁目1番10号	
2	機 械 及 び 装 置	181,000,000	40,000,000		141,000,000	③ 岩国市	
3	船 舶						
4	航 空 機						
5	車 両 及 び 運 搬 具	2,300,000		520,000	2,820,000	16 借用(リース) 資産 貸主の名称等	
6	工 具、器 具 及 び 備 品	8,700,000	1,100,000	130,000	7,730,000	〇×リース株式会社	
7	合 計	208,000,000	43,100,000	2,150,000	165,050,000	☒ 有・ ☐ 無	
資産の種類		評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)		18 備考(添付書類等)	
1	構 築 物					該当する番号を○で囲んでください。	
2	機 械 及 び 装 置					1. 資産の増減なし	
3	船 舶					2. 該当資産なし	
4	航 空 機					3. 廃業・解散・清算等 (年 月 日)	
5	車 両 及 び 運 搬 具					4. 事業所の撤退・法人化・個人化 (年 月 日)	
6	工 具、器 具 及 び 備 品					5. 社名変更・住所変更	
7	合 計					6. その他	

ア 住所（個人の場合は住民票の住所、法人の場合は法人登記の住所）及び電話番号を記入してください。

イ 個人の場合は、氏名及びフリガナを記入してください。また、屋号がある場合には屋号も記入してください。
法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入してください。

ウ (イ) 欄・・・すでに申告済みの資産の合計取得金額が種類ごとに印字されています。資産の移動による増加や増加申告もれ、金額申告誤りなどにより変更がある場合は、二重線で消し、変更後の金額を記入してください。
(ロ) 欄・・・令和6年中に減少した資産及び減少申告もれの資産について、資産の種類ごとの合計取得金額を記入してください。
(ハ) 欄・・・令和6年に増加した資産について、資産の種類ごとの合計取得金額を記入してください。

エ 該当するものを○で囲んでください。

「9 増加償却の届出」の「有」を○で囲んだ場合は、税務署に提出した書類の写しを添付してください。

「10 非課税該当資産」の「有」を○で囲んだ場合で、非課税該当資産を新たに取得された方は、「固定資産非課税申告書」を添付してください。(P.9参照)

「11 課税標準の特例」の「有」を○で囲んだ場合で、特例該当資産を新たに取得された方または新たに特例が適用となった資産をお持ちの方は、「課税標準特例該当資産届出書」及び特例に該当することを証する書類を添付してください(P.9参照)。

オ 「1 住所」欄と資産所在地が同一の場合も含め、岩国市内のすべての資産所在地を記入してください。

なお、資産所在地の数が3つを超える場合は、別用紙(様式自由)に記入して添付してください。

「17 事業所用家屋の所有区分」欄は、資産所在地に家屋がある場合、該当するものを○で囲んでください。

カ 該当するものを○で囲み、「有」を囲んだ場合は、貸主の名称等を記入してください。

キ 該当がある場合は番号を○で囲んでください。

ク マイナンバー法に基づく個人番号又は法人番号を記入してください。

令和 7 年度

赤字部分を黒のボールペンで記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード			
所有者名	〇×建設株式会社		1 枚のうち
			1 枚目

第二十六号様式別表一

ア

行 番号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 円	耐 用 年 数	資 産 所 在 地	課 税 標 準 の 特 例		増 加 理 由	摘 要
					年 号	年	月				率	コード		
01	1		アスファルト舗装	1	5	6	2	1,500,000	10	今津			①・2 3・4	
02	2		ブルドーザー	1	4	21	4	50,000,000	10	由宇			①・2 ③・4	山口市より
03	5		フォークリフト	1	5	6	2	520,000	4	由宇			①・2 3・4	
04	6		エアコン	1	4	23	8	200,000	6	今津			①・2 3・4	申告もれ
05	6		プリンタ (中古)	1	5	6	2	130,000	2	今津			①・2 ③・4	
06													①・2 3・4	
07													①・2 3・4	
08													①・2 3・4	
09													①・2 3・4	
10													①・2 3・4	
11													①・2 3・4	
12													①・2 3・4	
13													①・2 3・4	
14													①・2 3・4	
15													①・2 3・4	
小 計				5				52,350,000 円						

- ↑
- 1.構築物
 - 2.機械及び装置
 - 3.船舶
 - 4.航空機
 - 5.車両及び運搬具
 - 6.工具、器具及び備品

↑

3.昭和 4.平成 5.令和

- ↑
- 1.新品取得
 - 2.中古品取得
 - 3.移動による受入れ
 - 4.その他

ア 資産の種類に対応する1～6までの数字を記入してください。(P. 5参照)

イ 資産を取得した年月を記入してください。

ウ 資産の取得価額を記入してください。

消費税の扱いについては、所得税もしくは法人税の所得計算の際の扱いと同様です

エ 増加理由に対応する1～4までの数字を○で囲んでください。

オ 増加理由で「3」を選んだ場合は移動元の自治体名を記入してください。

「4」を選んだ場合や申告もれなどの特記事項がある場合はその内容を記入してください。

種類別明細書(減少資産用)

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 円	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				減少年月		摘 要	
					年 号	年	月				1売却 3移動	2滅失 4その他	1全部 2一部	年	月			
01	1	41200102	コンクリート舗装	1	3	61	11	2,000,000	1	5		1・②・3・4	①・2	0	6	0	2	
02	2	1	パワーショベル	1	4	23	6	4,000,000	0	5		1・2・③・4	①・2	0	6	0	8	下関市へ
03	6	41200207	パソコン	1	4	12	3	400,000	0	6		1・②・3・4	①・2	0	6	1	1	
04	6	41200208	パソコン	1	4	12	3	400,000	0	6		1・②・3・4	①・2	2	9	0	7	申告もれ
05	6	41500101	エアコン	2	4	15	9	300,000	0	6		1・②・3・4	1・②	0	6	1	0	4台のうち2台を廃棄
06												1・2・3・4	1・2					
07			ア									1・2・イ	1・2					ウ
08												1・2・イ	1・2					
09												1・2・3・4	1・2					
10												1・2・3・4	1・2					
11												1・2・3・4	1・2					
12												1・2・3・4	1・2					
13												1・2・3・4	1・2					
14												1・2・3・4	1・2					
15												1・2・3・4	1・2					
小 計				6				7,100,000	円									

1.構築物
2.機械及び装置
3.船舶
4.航空機
5.車両及び運搬具
6.工具、器具及び備品

3.昭和 4.平成 5.令和

- ア** 減少資産のそれぞれの数値、名称を記入してください。
(これまでに申告された資産は同封の「償却資産種類別明細書」に記載されています。)
減少の区分が「一部」の資産については、減少した資産の数量、取得価額を記入してください。
- イ** 減少の事由及び区分に対応する数字を○で囲んでください。
- ウ** 減少の事由で「3」を選んだ場合は移動先の自治体名を記入してください。
「4」を選んだ場合や申告もれなどの特記事項がある場合はその内容を記入してください。

5. 過去の申告に誤りがあり、訂正が必要な方

令和 7 年度

青字部分を黒のボールペンで記入してください。

種類別明細書(減少資産用)

行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 円	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				減少年月		摘 要	
					年 号	年	月				1売却 3移動	2滅失 4その他	1全部 2一部	年	月			
01	1	41200102	コンクリート舗装	1	3	61	11	2,000,000	1	5		1・②・3・4	①・2	0	6	0	2	
02	2	1	パワーショベル	1	4	23	6	4,000,000	0	5		1・2・③・4	①・2	0	6	0	8	下関市へ
03	6	41200207	パソコン	1	4	12	3	400,000	0	6		1・②・3・4	①・2	0	6	1	1	
04	6	41200208	パソコン	1	4	12	3	400,000	0	6		1・②・3・4	①・2	2	9	0	7	申告もれ
05	6	41500101	エアコン	2	4	15	9	300,000	0	6		1・②・3・4	1・②	0	6	1	0	4台のうち2台を廃棄
06												1・2・3・4	1・2					
07		以下訂正用										1・2・3・4	1・2					
08	6	422001008	冷蔵庫	1	4	22	10	150,000 200,000	0	6		1・2・3・4	1・2				取得金額申告誤り	
09												1・2・3・4	1・2					
10												1・2・3・4	1・2					
11												1・2・3・4	1・2					
12												1・2・3・4	1・2					
13												1・2・3・4	1・2					
14												1・2・3・4	1・2					
15												1・2・3・4	1・2					
				小 計	6			7,100,000										

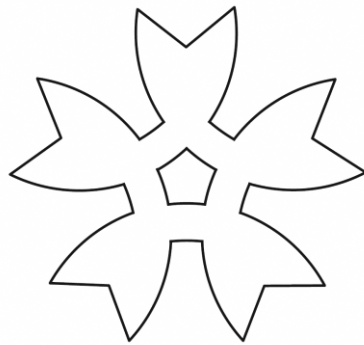
1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

3. 昭和 4. 平成 5. 令和

過去の申告に誤りがあり、訂正が必要な場合は、「種類別明細書(減少資産用)」に訂正内容を記入してください。
 上記は、減少申告と同時に訂正を行った場合の例です。訂正のみの場合、1行目に「以下訂正用」と記入し、訂正内容を記入してください。
 訂正のみの場合でも、「償却資産申告書【緑色】」はあわせて必ず提出してください。

- ア** 「以下訂正用」を必ず記入してください。
- イ** 該当資産の訂正前の数値・名称を記入し、訂正箇所を二重線で消し、訂正後の数値・名称を記入してください。
 (これまでに申告された資産は同封の「償却資産種類別明細書」に記載されています)
- ウ** 訂正内容を必ず記入してください。
- エ** 減少資産の小計を記入してください。訂正資産のみの場合、記入は不要です。

※ 増加申告もれはP.19エアコン、減少申告もれはP.20パソコンの記入方法を参照してください。



岩 国 市